

情報公開の推進に関する提言（概要）

千葉県情報公開推進委員会

1 概要

情報公開に関する本県の特異性（特定の者による大量請求及び大量の異議申立て）の改善について、県民参加のもとで、徹底した情報公開を推進するため、平成14年10月18日情報公開推進委員会を設置し検討してきたが、9月4日に知事に対して情報公開の推進に関して提言した。

2 提言の内容

(1) 全体の構成等

全体の構成等は次のとおりである。

- I あるべき情報公開制度
- II 千葉県における情報公開制度の問題点
- III 問題点の要因
- IV 改革の方向性

(3) 提言の概要

上記I～IIIまでは、総論としての記述であり、主な論点はIVの改革の方向性に集約されている。その提言内容は概ね以下のとおりである。

<IV 改革の方向性>

1 公開に向けての制度改革

(1) 知る権利の明記

（現在前文中に明記されているが）条例の目的規定（第1条）に知る権利を明記し、開示請求権が県民の知る権利を尊重するものであることを規定すべきである。

(2) 個人情報の規定

個人識別型からいわゆるプライバシー保護型へ移行すべきであり、条文としては個人識別型を採る場合であっても、不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきである。

(3) 公務員情報と個人情報

千葉県職員の公務に係る情報は、職氏名・職務内容とも原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止し、その内容を現行条例と一体化させるべきである。

(4) 不開示理由記載のあり方

不開示理由の記載については、より具体的な判断基準の集積、整理を行い、請求者に対して必要十分な記載を行えるよう努めるべきである。

(5) 存否応答拒否処分の基準の明確化

存否応答拒否処分の適用範囲を①特定個人の生命、身体若しくは名誉が侵害される場合や②犯罪の予防、捜査に支障をきたす場合などに限定すべきである。

また、濫用の歯止めとして、上記①、②以外の事由で適用する場合には、情報公開オンブズマン（後述）との事前協議を要件とするなどの手続を検討すべきである。

(6) 審議会等の公開の推進

審議会等の会議の原則公開を条例上明記するとともに、会議の開催の周知や会議録の作成等についても、運用面の定めを整備すべきである。

(7) 情報提供の一層の推進

情報提供の一層の推進を図るため、組織的・統一的に有効な情報提供施策を構築すべきである。

また、開示請求に応じて開示された行政文書を、それ以後、閲覧に供するなどの施策も併せて推進するべきである。

(8) 知事の姿勢の明確化

類例のない事案や限界事例について、知事が自ら開示・不開示の方向性を示して、一層の情報公開の推進に努めるべきである。

また、情報公開審査会や情報公開推進会議（後述）が制度改善を知事に適時に提案できる仕組みを設けるべきである。

2 制度の運用への県民参加

(1) 情報公開推進会議（仮称）の設置

情報公開の在り方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。

メンバーとして、学識経験者、県民を入れるべきである。

その際、情報公開制度を現実利用している県民をも入れるべきである。

(2) 情報公開オンブズマン（仮称）の設置

申立てを受けて開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関から行うことができることとし、必要に応じて開示請求者から事情を聴いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

「情報公開オンブズマン（仮称）」は調査検討の結果、改善が必要と認められたときは実施機関又は開示請求者に所要の改善措置を求めるとともに、「情報公開推進会議（仮称）」の構成員として一般的な制度改善が必要な場合には「情報公開推進会議（仮称）」に提案するものとする。

「情報公開オンブズマン（仮称）」は、情報公開制度について知識、経験を持つ弁護士等の学識経験者が望ましい。

3 大量請求への対応

(1) 文書管理システム等の充実

IT化を進めインターネットのホームページ上で検索できるようにするとともに、保存期間の見直しをはじめ、文書管理の在り方の改善を検討すべきである。

なお、平成15年度からは行政文書目録を電子データ化し、インターネットのホームページ上で検索できる「行政文書目録閲覧システム」を稼働予定であるが、開示請求者の検索の利便性向上のためには一層の充実が必要である。

また、検索の利便性と並んで、窓口において実施機関と開示請求者が相互を信頼し、行政文書の特定に努めるシステムを整備することが重要である。

(2) 大量請求への対処

そこで、条例上、大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討すべきである。

この際、拒否処分が恣意的になされないよう、手続面を整備した「特別条項」（情報公開オンブズマン（仮称）の関与、開示請求者からの意見聴取等）を置くことを検討すべきである。

なお、どのような請求が「大量請求」に当たるかの具体的な例示を示すとともに、「知る権利」を制限するという意味で例外的なものであることを明記し、慎重な運用が求められる。

4 大量請求と料金制

手数料徴収については、まず、請求一般に新たに手数料を課すことについては、情報公開制度の活用に制限を加えるものであり、認められない。

したがって、手数料賦課の対象は大量請求に限って行わなければならないが、大量請求とそれ以外の請求との区分けの基準の設定、運用は困難であり、ややもすると一般の請求に制限を加えかねず、この問題点を解消しない限り、料金制によって大量請求を抑止することはできない。

また、3(2)に述べた大量請求に対する拒否処分の制度と、料金制による抑止は互いに競合するものであり、いずれかの制度を採用した場合には、他方の制度は導入するべきではない。

5 異議申立ての処理

(1) 裁決・決定の迅速化

情報公開審査会の充実・強化を図るため委員の増員と常勤化（地方自治法に適合する範囲内）を検討すべきである。また、そのために委員報酬を増額し、適切な処遇を行うべきである。

(2) 合併審査、審理順番の変更や大量異議申立てに係る審査方式の特例

大量の異議申立てや繰り返し部分の審査は、併合審査を一層進めるとともに、簡易な審査で結論を出す運用を行うべきである。

なお、併合した案件や審理の順番については、公表することを検討すべきである。

6 既存の大量異議申立ての解決策

新たに設置される「情報公開推進会議（仮称）」や「情報公開オンブズマン（仮称）」などの第三者機関に解決へ向けての整理を依頼し、類似申立ての取下げ等の解決を図るべきである。

審議経過等

次数	開催月日	審 議 内 容 等
1	14.10.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の現状に関する事務局からの説明を行った。 ・ 検討テーマを決定した。 (条例上の問題点、運用上の問題点、文書管理上の問題点、大量の異議申立て)
2	14.11.14	委員のレポートを基にした検討を行った。 石川委員：条例上の問題点 菅野委員：運用上の問題点
3	15.1.17	委員長試案（項目案）が提示され、これに関する検討を行った。
4	15.3.11	委員長試案（成文案）が提示され、これに関する検討を行った。
	15.4.23	非公開のもとで、制度活用者からの委員による意見聴取を実施した。
5	15.5.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会からの事情聴取を行った。 ・ 各委員からの個別意見に関する検討を行った。 ・ 県（担当課）の意見聴取を行った。
6	15.6.19	最終案に向けてのたたき台が用意され、各委員の意見のすり合わせを行った。
7	15.7.10	提言の最終案の審議を行った。

千葉県情報公開推進委員会設置要綱

(設置)

第1 県民参加のもとで、徹底した情報公開を推進し、県民の主体的な政策提案型の県政運営を図る政策の一環として、県民の意見を情報公開の改善に活用するため、千葉県情報公開推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(推進委員会における検討事項)

第2 推進委員会における検討事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報公開を推進するための施策の検討
- (2) その他必要な事項

(推進委員会の構成)

第3 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 県議会議員の代表
 - (2) 弁護士
 - (3) 大学教授
 - (4) 市民オンブズマンの代表
 - (5) NPOの代表
- 2 推進委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

(設置の期間)

第4 推進委員会の設置期間は、おおむね1年とする。ただし、必要に応じてこれを延長することがある。

(委員の委嘱)

第5 委員は、知事が委嘱する。

(会議)

第6 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(推進委員会による意見聴取等)

第7 推進委員会は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(推進委員会の庶務)

第8 推進委員会の庶務は、総務部文書課情報公開・個人情報センターが行う。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月18日から施行する。

千葉県情報公開推進委員会委員名簿

敬称略

氏 名	役 職 名 等	在 任 期 間
多賀谷 一 照	千葉大学副学長	平成14年10月18日 ～
宇 野 裕	千葉県議会議員	平成14年10月18日 ～ 平成15年 6月10日
伊 藤 勲	千葉県議会議員	平成15年 6月11日 ～
石 川 知 明	弁 護 士	平成14年10月18日 ～
菅 野 泰	千葉県市民オンブズマン連絡会議 代表幹事(弁護士)	平成14年10月18日 ～
牧 野 昌 子	NPOちば市民活動・市民事業サポート クラブ 代表理事	平成14年10月18日 ～